

天理市住民監査請求取扱要領

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項に規定する住民監査請求（以下「請求」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(請求の方法)

第2条 住民監査請求を行おうとする者（以下「請求人」という。）は、地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）第13条に規定する様式により請求書を調製し、事実証明書を添付して、天理市監査委員（以下「監査委員」という。）に提出しなければならない。

2 前項に規定する請求書（以下「請求書」という。）の提出は、持参又は郵送等により行うことができる。

(請求書の形式審査)

第3条 請求書が提出された場合、天理市監査委員事務局（以下「事務局」という。）で形式審査を行うことになるが、その際、次の点に留意する必要がある。

(1) 請求人との確認事項等の行き違いを避けるために、複数の担当職員で対応する。

(2) 請求書の記載事項及び添付書類について確認を行い、請求要件に形式的な不備があるときは、補正を求める。

(3) 請求人が多数の場合、連絡窓口となる代表者を定めるよう求めることができるものとする。

2 前項第2号の補正を求める場合において、持参により請求書が提出されたときはその場で補正を求めるものとし、その場での補正が困難なとき及び郵送等により請求書が提出されたときは、請求書の再提出を求めるものとする。

(請求書の受付)

第4条 事務局は、請求書を受け付けたときは、收受日付印を押印し、收受日付印を押印した請求書の写し1部を請求人に交付するものとする。

2 請求を取り下げる場合は、書面で行わなければならない。

(陳述等に関する意向の確認)

第5条 事務局は、請求書を受け付けたときは請求人に対し、法第242条第6項に規定する証拠の提出及び陳述の意向について確認するものとする。

(要件審査等)

第6条 事務局は、請求を受け付けたときは要件審査を実施するため、請求人が法第242条第1項の住民であることの確認を行うものとする。

2 監査委員は、請求が法定の要件を満たしているかどうかを審査し、要件を満たしていると認められるときは、合議により受理を決定し、請求人に対して天理市職員措置請求受理通知書（様式第1号）により通知するものとする。

3 監査委員は、受理の決定をした請求については、必要に応じ法第242条第3項に規定する行為の停止勧告（以下「暫定的停止勧告」という。）の適否を審査し、暫定的停止勧告を行うことが適当と認めるときは、その内容を合議により決定し請求人に通知し、かつ、公表しなければならない。

4 監査委員は、請求が法定の要件を満たしていないと認めるときは、合議により却下の決定をし、天理市職員措置請求却下通知書（様式第2号）により通知するものとする。

5 監査委員は、補正すれば受理が可能と認められる要件の不備については、合議により補正を決定し、相当の期間を定めて請求人に対し補正を求めるものとする。

6 前項の補正が期間内に行われず、又は補正を行ってもなお要件を満たしていると認められないときは、合議により却下の決定をし、請求人に通知するものとする。

（証拠の提出等）

第7条 法第242条第6項に規定する証拠の提出及び請求人の陳述は、請求の趣旨を補充することを目的とするものとする。

2 請求人は、請求に係る追加の証拠を提出しようとする場合は、陳述の日までに提出しなければならない。また、郵送により追加の証拠を提出する場合は、陳述の前日までに監査委員に送付されたものでなければならない。ただし、監査委員がやむを得ない事情があると認める場合は、この限りではない。

3 請求人の陳述が行われない場合の証拠の提出期限は、監査委員がその都度定める。

4 第5条に規定する請求人の陳述の日時等は監査委員が定め、天理市職員措置請求に係る証拠の提出及び陳述通知書（様式第3号）により通知するものとする。

5 陳述の時間は30分以内とする。その際に、監査委員は陳述の内容を録音することができる。

(監査の実施)

第8条 監査は、監査の対象となる機関又は職員からの事情聴取、関係書類の確認、閲覧及び照合の方法によるものとする。

2 監査委員は、法第199条第8項の規定による関係人についての調査等を行う必要があると認められる場合は、天理市職員措置請求に係る調書の提出と関係人調査通知書(様式第4号)により通知するものとする。

(監査結果の決定)

第9条 監査委員は、監査の結果、請求の対象となった行為又は事実に対して、合議により却下、棄却又は勧告のいずれかの決定を行うものとする。

(監査結果の通知及び公表)

第10条 請求に理由がないと認めるときは、請求人に対して天理市職員措置請求結果通知書(様式第5号)により通知するとともに、これを公表するものとする。

2 請求に理由があると認めるときは、法第242条第4項に規定する市議会、市長その他の執行機関又は職員(以下「関係職員等」という。)に対して天理市職員処置請求監査結果に係る勧告書(様式第6号)により勧告するとともに、当該勧告の内容を天理市職員措置請求結果に係る勧告通知書(様式第7号)により請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

3 関係職員等は、前項により勧告があったときは、当該勧告に示された期間内に必要な措置を講ずるとともに、その旨を監査委員に通知しなければならない。

(措置結果の公表)

第11条 監査委員は、前条第2項により関係職員等から措置完了の通知があった場合は、これを請求人に通知し、かつ、公表するものとする。

(その他)

第12条 この要領に定めるもののほか必要な事項は、全国都市監査委員会の準則「住民監査請求監査の実施手続」を準用して行うものとする。

附 則

この要領は、平成28年9月1日から施行する。